

昭和四十二年十二月招集(第一号)  
第四回市議会定例会入会議録



館山市議会第四回定例会会議録(第一号)

昭和四十二年十二月招集

十二月十八日(月曜日)

一、現在議員三十名でその氏名次のとおり、

一番	吉田勇治郎	二番	石井輝久
三番	嶋田石蔵	四番	伊賀多郎
五番	藤田益治	六番	巖辺博
七番	白熊盛太郎	八番	黒川正
九番	三幣勇	一〇番	西村真次
二番	菊井敏博	一二番	小柴孝
一三番	山田教宇	一四番	遠山ヨネ子
一五番	石井正	一六番	五十嵐昇
一七番	江田徳太郎	一八番	安西益男
一九番	島野茂樹郎	二〇番	中村省吾

二一番 関 武 敏

二二番 小澤 惠太郎

二三番 飯 田 義 男

二四番 田 中 祿 郎

二五番 田 村 源 治 郎

二六番 秋 山 大 三 郎

二七番 安 沢 徳 順

二八番 望 月 照 正

二九番 鈴 木 市 蔵

三〇番 山 口 康

一 議事日程

第一議案第六十五号 昭和四十一年十二月に支給する期末手当の特例に

関する条例の制定について

認定第一号 昭和四十一年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定

について

認定第二号 昭和四十一年度館山市国民健康保険特別会計歳入

歳出決算の認定について

認定第三号 昭和四十一年度館山市簡易水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定について

認定第四号

昭和四十一年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第五号

昭和四十一年度館山市休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第六号

昭和四十一年度館山市館ソユエホステル特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第七号

昭和四十一年度館山市上水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第六号

館山市住民登録施行条例を廃止する条例の制定について

議案第七号

館山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第八号

館山市民交誼傷害保険条例の制定について

議案第六十号 昭和四十二年年度館山市一般会計補正予算第三号

議案第六十号 昭和四十三年年度館山市国民健康保険特別会計補正

予算第二号

議案第六十号 昭和四十二年年度館山市休養施設特別会計補正予

算第一号

議案第六十号 昭和四十三年年度館山市ホテル特別会計補

正予算第一号

一、法第百三十一条による出席説明員

市長 本間 讓

助役 小出 武男

収入役 高木 哲三

秘書課長 小倉 登男

人事課長 小沢 正治

企画課長 谷貝 茂生

庶務課長

山口

実

財政課長

長谷川

広治

市民課長補佐

佐野

甲子郎

調査課長

石渡

東

収納課長

多田

俊一

農林水産課長

伊藤

幸太郎

商工観光課長

山田

俊康

土木課長

新井

重助

建築課長

池田

春雄

衛生施設課長

吉田

耕一

保健衛生課長

綱島

憲治

福祉事務課長

池田

亮山

教育課長

押本

禧逸

教委庶務課長

干場

伊右門

敬奉学校教育

山根春夫

社会教育課長

源間利一

消防長

星野清之助

消防本部次長

岩田実

選挙管理委員会書記長

大嶋重義

監査委員事務長

館石勘治

農業委員会

事務局長

高山市治郎

診療所事務長

野中圭太郎

一本議会の事務局長、局長補佐、書記及び取員

事務局長

高梨清一

事務局長補佐

太田博雄

書記

矢藤恭一

同

青藤武男

同

庄司徹

同 錦織睦子

取 員 島田守

一 出席議員 三十名

一 欠席議員 七名

午前十時十二分 開議

議長(吉田勇治郎君)本日出席議員数 二十八名

こゝより第四回市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案審査の必要のため、地方自治法第百二十

条の規定による出席要求に対し、本間市長、小出助

役、高木収入役、池田課長、飯田課長、伊藤課長、

石渡課長、多田課長、池田所長、山田課長、小沢課長

小倉課長、右貝課長、山口課長、長春川課長、吉田

課長、鯛島課長、大嶋書記長、館石局長、島山局長、  
星野消防長、若田次長、野中事務長、佐野課長補  
佐。

押本教育長、干場課長、山根課長、源間課長以上の  
者が出席する旨の報告がありました。

議案を配付いたさせました。

議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認め  
ます。

監査委員より十一月実施の定例監査の結果が報告され  
ております。

それぞれお手元に配付の印刷書により御了承願います。  
会議録署名員の決定を行ないます。

本定例会の会議録署名員に六番議員儀辺博耕  
君、二六番議員秋山大三郎君、以上両君を指名いたす。

ます。二い御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君) 異議なしと認めます。よって決定いたしました。

会期の決定を行ないます。

本定例会の会期につき議会議事協議会より意見は本日から十二月二十二日まで五日間ということでありまして、おはかりいたします。

会期を本日から十二月二十二日まで五日間と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君) 異議なしと認めます。よって会期は五日間と決定いたしました。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行ないます。

二いす。市長の本定例会の案件に関する説明を求めます。

(市長登壇)

市長(本間譲君)開会に当りまして一言ごあいさつ申し上げます。本日ここに十二月定例会市議会を招集いたしましたところ、議員各位には年末の御多忙にもかかわらず御参集いただきましてまことに恐縮に存ずる次第でございます。そこで本日上程いたします付議事件でございますが、まず認定関係といたしまして昭和四十年年度館山市一般会計ほか特別会計に及ぶ歳入歳出決算であります。これは地方自治法の規定に基づきまして議会が認定に付するものであります。

次に条例関係といたしまして今回住民基本台帳法の制定公布に伴い従来ありました住民登録法が本年十一月十

日をもつて廃止される關係から、このうゝ規定に基いて制定された住民登録施行条例を廃止する条例の制定、また消防団員等、公務災害補償等共済基本法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正して支給基礎となる階級及び勤務年数の算定を改定等について適用の範囲を明確にしていることとするものであります。

次に釧路市市民交通傷害保険制度の制定であります。これは近時交通戦争の禍中から市民を守るために、かねてより検討しておりました市民交通傷害保障制度を確立して市民生活の安定のために悲惨な交通事故から守る社会福祉制度を制定しようというものであります。この制度は市内区域に居住を有するものを対象に一人年

三百六十月の保険料相当額をお互いに掛け合せて万が一  
死亡、負傷に付して見舞金を支給していくというものであり  
ます。その他に十二月に支給する期末手当の特例に關  
する条例などがあります。

次に補正予算關係といつて、一般會計ほか三特  
別會計補正予算がござります。

まず一般會計予算の補正であります。今回二千三百十  
五万三千円を補正をお願いする●わけであります。

そのおもなるものは、総務費關係では豊房敬言察官駐  
在所新築工事 百三十万円、明治記念事業として  
市史編さん關係費二十万円、民生關係では老人保護  
措置費 百四十三万九千円、児童福祉關係より児童措  
置費 二百八十三万七千円であります。

衛生關係では、尿処理場土地購入費 百四十八万円、

脱水機改良九十七万三千円。

農林水産費関係では、房南花舟田地振興補助金五十万  
円、農事放送施設統合事業補助金四十九万円、農業  
構造改善事業補助二十万、農業改良普及事業補助  
二十七万九千円、畜産関係としまして、離飼料作物増産  
対策事業百四十三万一千円、水産関係としまして、館山、館  
形漁協漁業経営診断、四十万円。

土木関係としまして、道路橋梁関係費百五十万円。  
教育費としまして、安房女子校建設補助三十九万二千円  
であります。その他、人件費補正として若干補正してあ  
ります。

こゝらに、国、県支出金を含む特定財源千四百十七万九千  
円、その他一般財源をもつて充当しようというもので  
あります。なお、合わせて債務負担行為としまして、ト人

あいの収集車一台百六十五万円を支払ひ期日を四十三年度として購入いたしたくお願ひする次第でございます。

その他特別会計としまして国保会計二百三十一万六千円、休養施設会計四万六千円、ユースホステル会計七十一万六千円の補正であります。詳細につきましては関係課長として説明させていただきますので、慎重な御審議をたまわります。御決議をお願ひする次第でございます。

議長(吉田勇治郎君) 日程第一議案第六十五号を議題  
といたします。

(書記朗読)

議案第六十五号 昭和四十二年十二月に支給する期末手当の特例に関する条例を次のように  
制定するものとす。

人事課長(小沢正治君) ただいま上程さし上りの議案第六十五号

について御説明申し上げます。

十二月に支給いたしまする期末手当の率に關しまゝでは、  
館山市職員給与条例、それから議員關係につきまゝでは、  
非常勤、特別職の職員にかゝる報酬及び費用弁償に  
關する条例、これらで基本的に率は定められておるわけ  
であります。しかしながら、算下各市の状況等にかんがみ  
まゝで、当市におきまゝでも、年々このように特例によりまゝ  
で増額支給を行なつて参つてきております。そういう關係  
係から本年度も一昨年、昨年と同率に特に百分の  
二十を増額支給いたしたというにと、特例をお願いす  
る次第でございます。

第二條に一号、二号、三号とございまして、それぞれ期間に  
応じまゝこのようになつていくというわけでございます。  
第三條の關係につきまゝでは、対象が議会、議員の方

たちでございますので、この方たちには期間の端数が  
ございせんので、そういう率の設定はする必要がない  
ので、このように定めらるわけでございます。

第四条関係につきましても一般職の期末手当の支給に  
準じて行なうという条例規定のあるものについては、  
第二条の定めを準用するということわけでございまして、  
基本条例の率に百分の二十増額支給いたらない。  
この趣旨でございます。以上で終了します。

議長(吉田勇治郎君) 本案に対する質疑を行ないます。  
本案に対する御質疑はございせんか。——質疑なしと認  
めます。

おはかりいたします。

本案を討論省略原案通り可決することに御異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君) 異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決確定さしませます。

日程第二、認定第一号乃至第七号、議案第六十二号乃至六十四号、及び議案第六十六号乃至議案第六十九号を一括議題といたします。

この際ただいま議題となりまゝ各議案は本日は二小が内容説明のみといたしたいと思います。

二小の御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田勇治郎君) 異議なしと認めます。よって二小より各案件の説明を求めます。

決算書の朗読は省略させていただきます。

(市長登壇)

市長(本間 讓君)ただいま提出いたしまして認定第一号より第七号に至る昭和四十一年度の館山市一般会計及び大特別会計につきましては、それぞれ御審議をたまわるわけでありますが御承知のとおり本決算については地方自治法で定めるところによりまして監査委員の意見を付して議会が認定を得ようというものでございます。

かえりみますと昨年昭和四十一年度は高度成長策の反動としてそう経済調整の段階に当り、経済事情は同時に下降線となり全国的なすう勢により地方自治体のいさづまりに加えて地域格差或いは生産性格差によるところの地方自治体、それぞれに於ける財政格差が顕著に現われたのであります。

本情勢下に館山市といたしまして例年にもましてさらに若しい財政事情に当面しておるうでありますが、一か一か

市発展のためには教限りない諸問題が山積してあり、これが解決と云い、事情を勘案しつつ、市財政の健全化と市民福祉の増進に最善を尽くして参つたうであります。特に予算執行面においては、前年の決算審査特別委員会さらに、また予算審査特別委員会の委員長より指摘あるいは要請のあった事項を十分に配慮し、検討いたしまして、真に大万市民の福祉増進すむべく、効果的、適正な市財政の執行に意を注ぎ、観光、産業、教育の重点施策を中心として、積極的に取り組んで参つたのであります。その具体的なものとしては、当市の産業基盤となり、ます農業経営の近代化をはじめる市民生活のバロメーターとも言われる上水道施設の推進、ゴミ焼却場の完成、市営住宅、市民センターの建設、さらに市勢発展をもつとも要因ともなるべき道路の鋪

装・整備及び公房・西線・電化・複線等、こゝら、施策  
とともに、観光開発など、そう、推進に努力して参つたので  
あります。また、一方、先ほども申し述べましたとおり、財政  
弱小団体・域を免かれない本市にとっては、そう、歳入源の  
確保をはかることが、何よりも必要とするわけでございます。  
すので、こゝが、最善を尽くすとともに、最少数の経費で  
最大の効果を上げるべく、努めて参つたのであります。  
もちろん、こゝ間には、議会をはじめ、各種の全面的な御  
協力、御援助をいただいたのであります。この結果、幸  
いに昭和四一年度においては、当初の計画に従つて、お  
おむね予算通り執行が実施され、さらに一般会計  
特別会計を合わせまして、約四千八百八十万円の繰り越  
しを見、決算をとげることができました。これは、市議会  
議員各位の御努力によるもので、感謝をいたしておる

次第でございます。以上概要を申し述べまいたが、主要な成  
果につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、実質  
収入書、財産証書等により御了承をたまわりたいと存  
じます。なにとぞ慎重な御着議うほどをお願い申し上げます。  
一言提案理由を御説明申し上げた次第でございます。  
議長(吉田勇治郎君)議案第六十三号

(書記朗読)

議案第六十三号 館山市住民登録施行条例を廃止する条例  
の制定について

市民課長補佐(佐野甲子郎君)議案第六十三号につきまして  
これは昭和四十二年十月十日に住民登録法が廃止になり  
まいたので、それに伴いまして館山市住民登録施行条例を  
廃止するものでございます。

議長(吉田勇治郎君)議案第六十三号

(書記朗読)

議案第六十三号 館山市非常勤消防団員に係る退職報償

金支給に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

消防長(星野清之助君) 条例の改正につきましては先ほど市長の

説明の中に多少触れられておりまいが、実はこのたび消防

防団員等災害補償等共済基金法施行令の一部を改

正する政令が公布されてまいりまして、これに伴いまして非常勤消防

団員の退職金支給に関する点が改正となりまして

各市町村の条例を改正するために条例準則が改正され、そ

の結果、この条例を改正する運びになった次第でございます。

お手元に参考資料といたまいて、条例の新旧対照表を

おくりましておきますので、ごらんいただきたいと存じます。

改正されますのは、三条四条の一部とそれから四条の二を

新設。あとは附則といたしまゝで一糸から三糸が設けられた  
というところでございます。

三糸について御説明申し上げますが、これは退職報償金や  
支給の基礎となる階級の決定方法について、是正されると  
いうことでございます。

階級は退職の日にその属していた階級とするとい  
うのが原則でございます。これは従来も今後もかわりませ  
ん。従来はただ一書で、ただ一ニ、階級に属していた期間  
が二年に満たないときには、団員を除きまゝに直近下位階  
級で決定する。そうして決定された階級で退職報償金  
を支給するということになっておたわけであります。

例で申し上げますと、町村合併などにまゝして、消防団や  
再編成を見たところがござります。そういうところでは例え  
ば、副団長をなさいておた方が、班長に格下げされて勤め

ておつた場合があつたわけでございます。

その場合に副団長二年のたまりましても班長が一年でござ  
いますと、合わせて三年のたまりましても、班長の階級の下  
の団員の階級で決定されるというのと相なつておつたわけであ  
ります。ニういうことでは、不合理だということでも、たゞ改  
正によりましてさういふ場合でも、かつて上位の階級にあつた  
ものを合算したるまゝで二年以上にならないば、その属しておつ  
た目の階級でさめるといふことになつたわけでございます。  
つまりニう場合に班長の階級で決定さるまゝで、それによつ  
て報償金を支給するということでございます。

非常に有利な解釈だと思ひます。ニうが、第三条でございま  
す。第四条は、退職報償金の支給の基礎となる勤  
務年数の算定方法について改められたというわけでございます。  
国の場合十五年以上勤務いたしませんと、退職報償金を

を支給しないということになっておるわけでございます。

ただ、その場合、再入団の年数と前のそのものが勤務いたしま  
うに以前の勤務年数を合わせまう場合の問題が出て  
くるわけでございます。この問題につきましては、今回の改正で  
は、再入団後引き続き三年以上勤務いたしまうて、合わ  
せて前の年数と合わせまうて十五年以上になった場合に退  
職報償金を支給する。一か一再入団後三年以上勤務  
続かないで退団いたしまうて、いたしまうた場合、それが合算  
して十五年以上になっても、それは支給しない。この点は、  
三條の場合ともむきを異にしておりますが、そういうこ  
とに改正をお願いする。こういう次第でございます。

四條の二の新設でございますが、一定期間、団員が消防団  
員として勤務しないことが明白な場合は、その期間の分  
につきまうては、勤務年数に繰り入れない。こういう方針で

でございます。これは例えは長期の遠洋漁業とか出かせぎ  
それから長い間、外国旅行、場合によっては長期にわた  
る入院など、こういう場合があてはまるのではないかと思  
います。それから附則でございますが、一は施行期日でござ  
います。附則の二でございしますが、この条例の適用は昭  
和四十二年四月一日以降を適用するということ。これは  
施行が実は次の条文に出て参ります。九月七日であり  
ます。それから上から四月一日から適用するということ  
でございます。

この趣旨は四月一日から九月七日まで含んで増額支給  
するということ、有利な解釈でございます。

それから同日前に退職した消防団員については従前  
の例によつて、これは書いてあるとおりでございます。そ  
れから、四条の規定については昭和四十二年九月七日  
以後において退職した消防団員について適用するとい  
うこと。つまり七月以前

い支給した分については改めて返還させないという有利な規定でございます。なお、同日前に限職員の非常勤消防団員については従前より例によるという二点は書いたとおりでございます。以上でございます。

議長(吉田勇治郎君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十三分

休憩

午前十一時 十分

再開

議長(吉田勇治郎君) 休憩前に引き続き議事を開きます。

議案第六十四号

(書記朗読)

議案第六十四号 館山市民交通傷害保険条例の制定について

商工観光課長(山田俊康君) 議案第六十四号について御説明申

一上げます。

先ほど市長のあいさつの中にもありましたが、まうに自動車事故が大きな社会問題となつております。

早急に市民の生活の安定という面から共済制度を検討するまうにということと指示されております。

現在各都市で行なつております共済制度、それから損害保険会社に委託する損害保制度と二通りの方法がありますけれども、共済制度の場合、大体、二万人程度加入者がありませんと、経理がうまくいかなひというものが、実情であります。

事故が多発いたしますと、一般会計から共済制度、特別会計に繰り出していかねければ、運営がやつていけないというような観点から、損保に委託した場合が、得策であるというまうなことから、こゝまうな条例案を提案したわけであります。

第二條にうたつてあります。道路交通法第二條第一号に規定

する車両といひます。は一般的にいひます。自動車、原動機付自転車、軽車両、軽車両の中には耕耘機等も入ります。汽車とか汽動車、或いは飛行機、船、そういうような交通機関は対象外だ。一般的にいひております。自動車、原付等が対象になります。

第三条の制度の内容でありますけれども、現在損害保険協会を組織してあります。日本中の保険会社十九社がございます。その十九社中の代表会社と契約する。契約の本文につきまゝでは一応お手元に市民共済傷害保険のあらまゝという参考資料をさし上げてあります。その詳細に書いてあります。なお、保険は一年間、三百六十円ということで死亡の場合五十万、六ヶ月以上、負傷の場合十萬、三ヶ月以上、五萬、一ヶ月以上、負傷、二萬、一週間以上、負傷五千円、一週間未満が二千円、これは警察か

らゝの証明と医者ノ証明をもて、市に請求すれば会社から金かくるといふことてあります。

なお、他の都市等て共済制度をとりかへてゐる方。

ただちにその都市では見舞金を支給してゐたと思ひますけれども、この保険制度では期間が例えは一カ月なら、一カ月の期間を経過しなけなばなほといふことだけ違つてあります。

また、それ以外は、共済制度と同じてでございます。

第四條の加入者でありますけれども、加入者は釧山市内に居住してゐるもの、一かも、住民台帳法による記録をして

いるものか、外人登録による登録をしてゐるものでなければいけません。

費用の負担は第五條の關係でありますけれども、年間三百六十円、この条例の施行が四月一日から施行するといふ

うにうたわけてあります。

八月になつて加入しようという場合は八月から来年  
の三月までが月数一カ月にして三十日、月数倍、八ヶ月か  
二百四日を支払い込みれば有効だということでございます。

普通共済制度でござりまするものは、仮りに八月に申し込  
ますと、来年一月まで、要するに一年間、三百六十日、という  
が、基本でござりまするけれども、この制度は申し込みから  
翌年一月三月までというふうにして一ヶ月三十日割で分割して  
納める。四月からまた新たに発足するというふうな制度  
でございます。なお、生活保護、それから準要保護児童に  
ついては、市において六十日負担をする。特に今までこの  
制度の中で問題になりませんでした。二、三回で申し上げてみ  
たいと思います。

保険会社がよく免責というふうな言葉を使ひまして責  
任を免除されるものがあると言ひます。その免責の内容

であります。市民交通傷害保険のありまゝという方が  
ありまゝで、そこに於てあります。

保険を付けている人が故意に傷害をこうむったとき、常識  
では考えられないような重大な過失をおかした場合、例として  
当り屋などにはおさない。

それから自殺行為、犯罪行為、保険金を取るために、家族に  
残すために、というところで自殺する場合、保険金はおさない。

犯罪行為といえますと、非常に範囲が広くなりますが、一般  
的に言われております。過失行為は出るということござ  
います。現在問題になっております酒飲み運転、無

免許運転で交通事故を起した場合、この場合には  
自分が酒を飲んで、或いは無免許で自動車運転して  
自分が橋げたにぶつかって事故を起した場合にはおさない。  
相手が酒飲みで自分が道路を歩いてという場合には当

然ります。

最後に免責のことがあります。五番目のところに道路以外のご  
ろで試運転・興行・訓練中に起こった場合にもおなじという  
ことをごぞいます。

例えば学校や校庭等で原付自転車で子供たちが競走  
して、それでそのため事故を起こしたというときには、  
当然おなじ。

一般に交通の用に供して事故を起こした場合にのみ  
おなじということがあります。それからもう一つは、先ほど申し上げ  
まいなように一カ月のけがをしてなおおきてまたけがを  
したときはどうなるかということをごぞいます。これはあく  
までも一カ月のけがをしてまた自動車に当りまして二  
カ月のけがをしてまたというふうな場合には、通算して三カ  
月分のものがお出する。それから、最初三カ月の診断書に

よつて治療していただくことも交通事故が原因でなくなつたという場合は三カ月の治療費五万円をほかの五十万出るかというところには出ません。五十万を限度としてかかない。保険制度の概要を申し上げました。

議長(吉田勇治郎君)議案第六十六号。

(書記朗読)

議案第六十六号 昭和四十二年度館山市一般会計補正

予算第三号

財政課長(長谷川広治君)議案第六十六号の一般会計補正予算の第三号について御説明申し上げます。

第一表にお示ししてございますのとおり、今回歳入歳出にそれぞれ二千三百十五万三千円を追加いたしまして予算総額も十億六千九百九十三万八千円といたす予定でございます。なお、この内訳は第一表、御説明は一一

ページから二五ページまでが明細書により申し上げます。

なお、第二条におきまして今回債務負担行為としてまいり  
んあい収集車百六十五万円を四十三年度におきまして支  
払いたいという関係で債務負担行為として補正がいた  
してございます。なお、二の結果特定財源と一般財源と  
の率を申しますと一般財源が二、予算の通過後うもりの  
たりますと、当初予算の比率から若干上りまして六  
%八六、特定財源が三、二四という比率に相なります。  
今回、補正の増減内容は廿歳入額におきまして、純追  
加額が二千三百十五万三千円というところに相なります。  
歳出面におきましては追加額が二千四百四十一万二千円、財源  
関係から減額をいたしまして百三十五万九千円  
でございます。

一五ページから歳出から御説明を申し上げます。

第五目、敗者管理費に今回百三十一千円を追加してございしますが、かねて交渉してござりました。豊房、驢在所、改築関係につきましても、果、補助金が三十万円定をいたしまして、十八坪五合でございしますが、これを百三十一万程度、予算総額で新築いたたいというふうに考えて計上いたしまして、豊房、驢在所は聞くところによりますと、明治二十七年に建築をいたしたもので、その後若干の手入れはいたしてござりますが、七十年余を経過してござりまして、腐朽度かはなはだしいというところで、今回補助も内定いたしまして、追加をして新築いたたいという考え方でございます。役務費一千円は建築手数料でございます。

。人事課長(小沢正治君)引き続きまして、人件費関係につきましても御説明申し上げます。

人事課の直轄関係といたしましては一五ページの総務費一  
目より一般管理費におきまする報酬、負担金補助及び交  
付金でございますが、報酬が一万二千円につきましては十  
一月の臨時市議会におきまして条例を御議決いただき  
まして、その条例に基きます。非常勤職員に関する公  
務災害補償認定委員会と関係と審査委員の報酬  
でございますまして大体今後明年三月まで一二月二  
回分報酬を計上いたわけてございます。

十九節の負担金補助及び交付金におきまする職員が  
互助会補助金七万九千円でございますが、これは大体  
一般の事務職員や女子職員につきまして制服という  
までいいますせんけれども、その事務の上着を作つて  
おります。これは一年おきに作っております。本年度  
がその時期でございますので例年半額程度を市から

助成しておるわけでございます。その關係を一応互助会に渡して互助会の方で職員に渡すという形でございまして、一人一千円で七十九名分でございます。

それから、各款別に人件費の追加がそれぞれ行なわれておりますけれども、二回の総括表が二七ページにございまして、大体考え方のとおり八月一日の上から、国家公務員の給与改定が実施される予定でございます。その実施に当たりまして、地方公務員の給与改定もほぼ確定的といえるかと思ひます。そういう關係から、給与改定を実施するに際しまして、各種目別に全面的な補正を実施する予定でございます。關係から、今回も補正につきましては、去る五月の人事異動によりまして、当初予算に計上いたしまして、額と、項目別には、過不足を生じておるわけでございますので、今回その不足を生ずる項目だけに追加をいた

まゝに、余つておる部分につきましては、給与改定の際に全面的に整理するとうう考え方でございます。三つううことでございませう。一応報酬七万五千円、給料五百十八万二千円、職員手当が百九十八万七千円、共済費で二万四千円、合計七百二十七万四千円、補正追加とううことでございます。

簡単でございますが、人件費関係の御説明をいたしまして、秘書課長(小倉澄男君)一六ページに及び館山市史編さん委員会規定を決定いたしまして、明年の明治百年記念事業、並びに市制施行三十周年記念事業として、館山市史を編さんいたとううことを考えたいでございませうが、それにつきまして、市長の委嘱によりまして十五名以内の委員を委嘱いたしまして、その委員の方々に館山市史編さんに対する大綱並びに執筆者の選考、資料の収集等を御依頼申し上げまして、御協力をお願いいたしまして、明春一月から

早速市史編さん事業に取りかかりたいということで新  
たに十一目を設定いたしまして館山市史編さん費を設  
定しまして二二に二百万の補正をお願いいたした次第でござい  
ます。なおこの内訳でございしますがまだ執筆者編  
さん委員等の確定も見ておりませんので委託料等は  
存目程度にいたしまして旅費・需用費等を合わせて  
二百万を計上いたしたわけでございます。

。商工観光課長(山田俊康君)一五ページ総務管理費の十目  
諸費の中に交通対策審議委員会委員報酬一萬七千円  
それから十八節の備品購入費交通指導員の外食費購  
入費三万円。これは交通対策審議会委員報酬は十一月  
の臨時市議会におきまして御決議いただきましたため  
に今後十二月から三月までに開かれます委員会の二回分  
を計上いたしております。

それより現在婦人交通指導員が四名街頭でそれぞれ児童生徒の指導に当たっております。非常に寒くなつて参りまゝで、婦人故衣寮と同様な外套を購へて与えないといふことで一応消耗品から、こちらへと更正したいといふことでお願いいたす次第であります。

続いて二〇ページ五目より労働費、労働諸費に二万五千円お願いいたすまゝ。

館山地区職業指導協議会より補助金が一万円。それより安房雇用協議会より負担金一万五千円。計二万五千円館山地区職業指導協議会と言いますのは中学校卒業業者の就職あつせん、職業安定所を中心といたしまして館山地区の中学校卒業業者の就職あつせんを行なうために設けられております協議会であります。

それから安房雇用協議会の方は、やはり向うのように館山

の職業安定所を中心としてこれは事業所、安房郡  
内、市町村と事業所に果外からきます、労働者、  
あつせんを円滑に行なうということとで設けられた協議会で  
ございます。

続きまして二五ページ商工振興費、それから観光費に  
報酬、旅費をお願いしてございます。

報酬につきましては十一月の条例を御決議いただきま  
して今後三月までの間かかります回数とそれぞれの計算のい  
たしまして一人七百円で計算して計上した次第でござ  
います。

普通旅費についても今後三月までの不足を生ずる見込  
みでありますのでお願いした次第でございます。

・市民課長補佐（佐野甲子郎君）一六ページ第三項、戸籍  
住民登録費の賃金でございますが、現在長期欠勤

一名死亡。それから産前産後ノ休暇を取つておるものガ二  
名ありまして、その補充とそれから今まで二月に未殺通帳  
の切りかえがございますので、その切りかえ作業、それから、  
この十二月ノ臨時ノ賃金ノ増額分、二十四日分を含ままし  
て合計十七万三千円ノ補正をお願いいた次第でございます。  
選挙書記長(大嶋重義君)四項ノ選挙費において御説明  
申し上げます。

四月ノ市議会議員選挙費におきまして八万八千円ノ減額  
でございます。

市会議員選挙費は六十一万円に確定が見込みでございま  
すので、余剰金九万八千円を説明欄に記載のとおり  
の更正をいたしたい。この理由は市会議員選挙費におき  
まして報酬関係につきましても、この選挙が開票が早く  
済んだというのと、開票管理者がほとんど市ノ課長カ

至は課長補佐の方にお願ひいたし、このことで報酬が浮いてきたわけでございます。

九節以下、減額につきましては、この選挙が、県会議員選挙と大体ダブって行なわれた関係もございまして、経費が浮いたというところが、おまな理由でございます。

次に五日の参議院の地方選挙議員の補欠選挙費でございますが、今回三十二万八千円の追加でございます。

この選挙は当初、県の選挙から大体県から交付金に額は、県議選の交付額、八割程度を見込むように、という内示に基きまして、百三十五万円を計上いたしたわけでございます。ところが、今回選挙が終りまして、確定の通知が、百六十二万八千円参りまして、この差額の二十七万八千円と、市会議員の選挙費の更正財源の五万円をおおぎまして、今回追加をお願いいたします。

確定の通知が、百六十二万八千円参りまして、この差額の二十七万八千円と、市会議員の選挙費の更正財源の五万円をおおぎまして、今回追加をお願いいたします。

選挙が終了しておきますので、この選挙関係に必要な物件  
費に充てたいと思うわけでございます。

おもなものは七節の賃金におきまして七万一千円、これは選挙  
人名簿が永スカード化になりまして選挙のために一時整理を  
ストップしておいたわけでございます。この整備の仕事を、それから  
今回住民台帳法が施行されますと住民表と選挙人名簿との対応  
という複雑な仕事を要しますので、今回市で臨時用入を二  
名入れてこの仕事を完成したいと思うわけでございます。

十一節需用費の七万円、これは現在投票所が二十カ所あ  
りますが投票所の表示用や看板をこの経費にまわして  
作りたいというのが四万二千円、それに合わせての消耗品の額が  
ござります。

十八節の備品購入費でございますが投票台が現在ほと  
んど全副属製になっておりますが、あと二三個所のものを

購入いたしますと全部金属製になりますので、これは九台分  
七万一千円、それからタイプライター。これは優待関係におき  
ましても、非常にタイプライターを使うわけでございますが、  
庶務課におきましても、タイプが一台不足して事務が支障  
をきたしておるといふことでございますので、これを購入いたし  
まして印刷事務の能率の向上をはかりたいと思われは  
ございます。計算器は携帯用のものでございます。  
合わせて二十万七千円でございます。あとのもうは余ったま  
うを更正して財源といふたいというものでございます。  
・福祉事務所長（池田亮山君）一八ページ三款民生費について御  
説明申し上げます。

社会福祉総務費におきまして、人件費関係につきましては  
は、先ほど御説明がございましたので、省略いたします。  
十九節、負担金補助及び交付金、五十一万七千円を追加で

でございます。

老人クラブの補助金で三十七万二千円、これは当初予定より  
老人クラブの結成が非常に進捗していることにより現在六十七老  
人クラブが結成されております。従ってこれに対する一クラブ  
一万八千円の補助金を出してあるわけでございますが、その  
予算不足額をお願いするわけでございます。

それから生活保護歳末見舞金でございます。

十四万五千円、追加でございますが、これは例年行なっており  
ます生活保護世帯に対する歳末見舞金として前  
年度までは一世帯について三百円をお見舞いしてあるわけで  
ございますが、本年度はこれを五百円に増額いたします。

これは二百二十世帯分を見込みまして十四万五千円。

次に二十節の扶助費の百六十七万七千円の追加でございますが  
身障者の装具の交付補助六万二千円、身障者の施

設収容扶助費七万二千円・精薄の施設収容の八万  
四千円・老人保護措置置費の百四十三万九千円。こゝらは  
いずれも法律の改定によりまして、それぞれの扶助費が  
増額されたために不足分でございます。

次に二項の見童福祉費の一目見童福祉総務費のうちの一  
節報酬三万六千円でございますが、こゝは前回臨時  
市議会におきまして議決をいただきまして家庭見童之  
相費員の報酬の値上り分一カ月千五百円、一年分  
三万六千円を追加いたしました。

次の八節、十一節、十二節、十四節まで、各節は県  
の青少年育成県民運動推進モデル地区にということで  
県下で一カ所だけ指定を受けられたわけでございます。  
こゝは県の委託事業でございます。

まず報償費の一万五千円、こゝは青少年育成県民運動

推進員一名を任命いたしまして、二ヶ月前に對する謝礼金でござります。

十一節でございますが、いろいろパンフレット等を作りまして、青少年の育成の元とするというふうな考え方で委託費を中心をなすものでござります。十六万。

次の役務費でございますが、三千万、使用料及び賃借料でござりますが、これはこの運動を進めていきますところの話し合い等の借上げます。会場借上げ料八千万でございます。十九節負担金補助及び交付金十千万でございますが、これはスポーツ少年団の用具購入費、それから青少年のつどい、安房地区大会、スポーツ少年団の用具購入費は二団について、果が五千万、市が五千万、一団について一千万交付してあるわけでございます。これは五団分不足が見込まれますが、計上いたしまして。

次の青少年のつどい安房地区大会は先般館高におきまして  
安房郡市の青少年を一同に集めまして大会を開いたわ  
けでございます。その際、館山市の負担金五万円、安房町  
村で十万円というところで、当市の分五万円を追加するわけ  
でございます。二百の児童措置費でございます。二百八十  
三万七千円、追加でございます。

これは二百二十五人の措置児童に対する不足分でございます。  
以上でございます。

衛生施設課長(吉田耕一君)一九ページ衛生費につきまして御説  
明申し上げます。

保健衛生総務費におきまして今回二十三万二千円を計上してござい  
ます。

需用費におきまして九万八千円、火葬場におきますところの  
燃料費の今後、不足額をここにお願いする次第でございます。

ます。

次の役務費でございますが、二万四千円のうち、自動車保険料  
といいたしまして香壇の輸送等に使用しておりますノライトバン  
自動車の保険料一萬二千円。

それから火葬場におきます電話料一萬二千円、程度が不  
足見込みでございますので、今回お願いしようというものでござ  
います。

次に清掃費でございますが、役務費二万四千円、これは焼却場  
におきますところの電話料の不足額を今回お願いしよう  
というものでございます。

次に尿処理費でございますが、今回二百五十七万九千円を  
お願いするわけでございます。

このうち、ナ一節の需用費におきまして九十七万三千円  
でございますが、処理場の脱水機の修理改造というふうなもの

を願ひするわけでございます。

十四節の使用料及び賃借料でございますが、これは三十二年  
当時から現在まで処理場がございせん関係から当時防  
空ごうを借り上げまして、そこの尿を捨て場というところで使  
つておたわけでございますが、現在ニカ所あるわけでございます  
すが、たまたま真倉にございす。一カ所が、籠山、竹原、むめ  
さん所有の山林、防空ごうと通じておるといふことが、今回  
発見さしまりました。今回その当初から、四十二年まで、分ち  
まうと調査いたしまして、たところ、現在借りておる人と、同じまうな  
容量が、ためらうといふことから、同額の単価で、七年分  
を、二に計上願ひいたすといふものでございす。

それから、十七節の公有財産購入費でございますが、今回  
百四十八万円を願ひするわけでございます。これは、四十二年  
度におきまして、一応、六十万円を、内払いいたしまして、残額、

百四十八万円につきましては債務負担履行の御決議を  
いただいております。その額を今回お願いする  
わけでございます。

面積等でございますが、小川良作さん、それから小川良作  
さんほか七名分、それから那差の農業協同組合がござい  
まして、その所有面積合わせまして大体測量の結果全部  
で一町一畝というふうになるわけでございます。こゝろ分に対  
しまして話合もつきました。今回残額が百四十八万円  
をもちまして用地買収を完了いたしたい。こゝろに考える  
次第でございます。以上でございます。

保健衛生課長(棚島憲治君)保健衛生総務費のうち、  
十九節負担金補助及び交付金、十万円の追加をお願いす  
る次第でございます。館山市保健調査会が本年五月に  
市長を会長といたしまして各種団体を吸収いたしまして発

足いたいたわけでございますが、これは市が行ないます。市民の健康管理の今まで行なつていまいたものについて医学的な資料を以集並ぶにその管理というものを行ないまして市民の健康管理の万全を期したいというふうなことを願ひとしておる団体でございます。これに十万円助成いたしまして市民の健康管理に万全を期していきたい。こういうふうに考えてお願ひいた次第でございます。

次う環境衛生費旅費、今後三万円不足する見込みでありますので、追加をお願いいたします。

財源といたしましては消耗品費十三万円更正してこの財源にいたしたいというものでございます。以上でございます。

農林水産課長(伊藤幸太郎君)ニロページの農林水産業費に つきまして申し上げたいと思ひます。

三日の農業振興費におきまして、今回百三十九千円が

補正をお願いするわけでございます。内容といたしましては、まず館山市の農業構造改善協議会に対しまして補助金を二十万月給加をお願いしたい。これは四十三年度で実施予定の豊房地区におきます。牧草地の計画がございますので、この協議会を中心として調査検討して参りたいということと協議会補助金をお願いしたいというわけでございます。それから、船形地区におきまして今回共同の出荷場が建築されたということがございます。制度資金の借入れでなく、市中金融の借入金によりましてこの集荷場を作ったわけでございます。ですので、並代化資金等、利子補給が適用になりませんか。わりの十万程度の補助金を利子補給分として該当組合に補助したいという十万円、お願いしたいわけでございます。それから、次は花畑団地の振興助成でございます。これは今回館山市が果樹指定を受けまして花畑団地造成地区として

の指定を受けたいわけでございます。市がそのを検討の結果、西川右地区を指定いたしましてここに団地造成の事業を本年度から実施いたしたいということで、第一年度分として約百万円の事業費が予定されたわけでありまして、そのうち県におきまして三〇%、市におきまして二〇%を見込みまして五十万円を今回追加お願いいたしたいというわけでございます。

それから、館山市の農業改良普及協議会が負担金でございますが、これは本年度におきまして県の農業改良普及所が独立庁舎を建設するに当りまして普及所の後援団体でございます。普及協議会としましてこの独立庁舎の建設促進するためいろいろ手段を講じておられるわけでございますが、その費用が分担として二十七万九千円を追加としてお願いいたしたいということで計上したもので

でございます。

次に郡市や農業共済組合や合併促進の十万円でございますが、これは現在安房郡中を一本化したいということと町村共済組合の一本化が進められておるわけでございます。その費用の一部に促進費としまして、当館山市が十万円補助したいというもので計上したわけでございます。次に農事放送の施設統合補助金四十九万円でございますが、これは館山市農協組合が市内の有線放送機を将来一本化して参りたいという計画でございます。

その第一段階といたしまして本年度的におきまして九重、館野の統合を実施したわけでございます。その改修の費用に対しまして、市といたしましては合併の際のいわゆる五カ年計画等にも織り込まれておる事業でございます。約総事業費の五割、四十九万円を今

回補助したいというところで計上したものでございます。

畜産業費でございますが、今回新たに県の認定がくだりまして、市の飼料作物の増産対策事業が認定されたわけでございます。その金が百四十三万一千円でございまして、事業の内容といたしましては、大部分が飼料の機械化と、めざまして機械購入費でございます。全額、県費の補助金でございます。

それから、次のニューカッスル予防補助四十八万六千円でございまして、これは、いわゆるの伝染病でございます。

本年当初におきまして、いわゆるの伝染病が異常発生いたしまして、熊山市におきましても、この予防のために、本年度的に二十四万三千円に對しまして、予防注射を実施いたしまして、それに対して、県の方で一羽につきまして、一月市の方で同額を助成するというところで、二十四万三千円

倍數四十八万六千円を助成金として計上したものでござい  
ます。

次に農地費のうち五万円の追加でございしますが、これは本  
年の春、異常の干害に対してまいりて今回国におきますところ  
ろの補助金の認定に際しまいりて農林省、並びに県におき  
まして、現場調査が行なわれたいわけにございします。

館山市は三日間にわたりまして査定を受けたいわけにござい  
ますが、その際、費用の分担として館山市は五万円を  
受け持ちまして、この対策費の一部に充てて当りたいという  
わけにございします。

次に三日の水産業費でございしますが、今回五十八万八千円の追加  
内訳といたしまして漁村の青少年研究グループの活動費  
十八万八千円、これは今回新たに県の認定を受けまいりて  
大体青年部と婦人部を中心といたしましてわかめが

養殖であるとか、のりの養殖等を研究する研究会として、今回果方方から三分の一の助成が参るわけでございます。すうで、同額付けまして十八万八千円を追加したいというわけでございます。

次に船形が漁業経営の診断補助金として四十万円、これは御承知のとおり、本年六月に漁協合併の第一段階として、船山船形が実現したわけでございます。すが、新山組合の今後、運営をまよりよくしたいために、運営診断を委嘱したわけでございます。そのために要します費用が、約八十万程度かかりますので、新山組合の育成、助成の意味におきまして、半額の四十万円を市費をもって助成したいという事で、討上ったわけでございます。以上でございます。

議長(吉田勇治郎君) 午前の会議はこれにて休憩といたします。

午後 零時七分 休憩

午後 三時十七分 再開

議長(吉田勇治郎君) 午後 出席議員数 二十九名

休憩前に引き続きの会議を開きます。

引き続きの説明を求めます。

土木課長(飯田治男君) ニニページ土木費について御説明申  
上げます。 人件費関係は先に説明がございませ  
うで、省かせていただきます。

道路維持費について百六十万 十五節 工事請負費  
測溝その他に不足を生じましたので三十万円追加する  
ことになりましたと思ひます。

十六節 原材料費 道路維持補修用工事資材費

本年は七月十月、十一月の降雨のために路面補修に多量な碎石が必要となつたので、三月末まで必要量を、ニッパリキューベ購入費として百三十万円を追加をお願いする次第でございます。

五項都市計画費について、四目公園費、国定公園見物国民休暇村及び北条海岸公園の果工事負担金が確定いたしましたので、五十万円を減額いたします。

以上土木費について御説明申し上げます。

消防本部次長(若田実君)ニニページ九款消防費について御説明申し上げます。

総額で二十四万六千円、補正でございます。

第一日常備消防費につきましては、二十万六千円でございます。まゝこの内訳は五節(災害補償費)として五万六千円でございます。

こゝは過般の消防車事故の際に自動車に搭乗してお  
まゝに柏右勝重も消防士が入院治療費でございまして  
この治療費は支払われな分、或いは今後支払われるべき分と  
合わせまして、当人の全快後、当市と契約しております。自賠法  
により、まず、保険会社に請求することになります。  
十一節、需用費でございしますが、こゝは過般の消防車の修  
理その他、今後、不足を見込まれます。修繕料でござい  
ます。第二目、非常備消防費につきましても、八節報償費と  
いたしまして、四万円でございますが、こゝは消防団員の十  
部の団員の寺田さんという方がなくなりました。この方  
に對しまして、市条例に基いて退職報償金、四万円が  
支払われるわけでございまして、この報償金でござい  
ます。なお、この報償金につきましては、当市と契約をいた  
しております。共済基金より、市の方に収入になってお  
るものと

ございます。以上説明を終ります。

教育委員会庶務課長(千場伊右エ門君)

教育費について御説明申し上げます。教育費、今回の

補正は九十四万三千円でございます。教育総務費で

八万円でございます。交際費 三万円。取員手当二万

四千元、これは指導主事関係の兼務手当て関係で

ございます。旅費の二万六千元、これは学校医等、研修

に関する費用弁償でございます。

小学校費三十万七千元、追加でございますが、賃金で十

万八千元、これは神戸小学校の小使が今度臨時になつ

た関係のものでございます。

役務費、電話料、大体三月まで、不足分を見込んで

もつてございます。備品購入費、九万四千円、これは

那古小学校の滅菌器、三十八年六月に設置したもので

でございますが、使用不能になつたものでございます。

負担金の三万五千円、中学校の三万円、これはT.B.の音楽会コンクールに出場する旅費の補助でございます。

中学校の学校管理費の通信運搬費、これは電話料でございます。

高等学校の負担金三十九万二千円、これは安房女子高校の建設補助金でございます。

次に社会教育費の需用費一萬一千円、これは家庭教育の修了証関係の印刷光熱水費、これは国民金融公庫の館支所の電気料関係のものでございます。よろしくお願いいたします。

衛生施設課長(吉田耕一君)次の債務負担行為の件でございますが、ニニにかかげましたように本年度どうしても一頁必要だといふことで収集車を購入したいといふ。このように考えられて



九六%程度を見込かまゝで今回賦源として六百万計上  
いたしてございます。

二款国有提供施設等所在市町村交付金が今回正式  
に決定をいたしまして六百十三万一千円ということになり  
まゝで、予算計上額とう差額を今回追加いたし  
た次第でございます。

四款が分担金につきましては歳出に対応する額でござい  
ますので付記により御了承をいただきたいと思います。  
国庫支出金では大きなものが社会福祉関係の負担金  
で百三十五万一千円でございますが、これも歳出に対応す  
る金額でございまして付記により御了承をいただ  
きたいと思ひます。

果補助金として総務費の補助金として三十万、これは  
敬告寮官の新築補助金でございます。民生費補

助金 三千六万六千円 大きなものは老人クラブの補助金二十万五千円 農林水産業費の補助金として二百十万一八千円、大きなものは一三ページにございます 飼料作物増産対策事業費が百四十三万一千円余でございます。十二款におきまして諸収入として今回競輪事業収入を五百八十二万九千円計上いたしております。現在まで内定額が四千七百八十九万参っておりますが、あと一回、千葉競輪が用催予定でございますので、大体五千百三十七万七千円以上には打るといふ方に考えますが、天候等にすぎまして、著しい変更がございますので、最低額というところで、おきえて差額が五百八十二万九千円計上しております。雑入五万三千円、これは国民金融公庫に貸してあります。図書館の一時収入でございます。以上歳入合計追加額 二千三百十五万三千円に相なります。

歳入歳出差引き残金はございません。

以上で一級会計の説明は終ります。

議長（吉田勇治郎君）議案第六十七号。

朗読を省略いたします。説明を求めます。

保健衛生課長（網島憲治君）議案第六十七号について御説明申し上げます。

今回歳入歳出それぞれ二百三十一万六千円を追加して、歳入歳出それぞれ二億二千八百三十九万九千円といたしております。

三六ページ総務費におきまして六十一万三千円の追加でございますが、旅費については年度未まで不足分、備品購入五十九万でございますが、今回事務合理化ということで国の方から全額負担で電子卓上計算機二台を購入する予定でございます。

ニ款、保険給付費、葬祭費、育見諸費、こゝろは  
そのぞい年度末までが不足分を計上いたしたもので  
ございます。

次、直診勘定の歳出でございますが、施設管理費で  
八十四万六千円、こゝろは職員手当、そのぞい付記により御  
了承いただきたいと思います。

三款施設整備費四十一万七千円が追加でございますが、  
こゝろは医師住宅の敷地を当初予算において大体六十  
坪位予定しておいたわけでございますが、医師住宅が  
現在、診療所の直前というふうに限定さかまいて開  
発公社の方に依頼いたしたんでありますが、六十坪程度  
のものがございせんでもう少し広い方がよいのではな  
らうかということとでその不足額四十一万、大体坪当り五  
千五百円程度になる予定でございます。以上歳出。

それから歳入でございますが、国庫負担金で五十九万、これは先ほど申し上げました電子卓上計算機を購入する金額補助でございます。

それから助産費、保健施設活動費、それから歳出に対応する補助金でございます。それから前年度繰り越し金四十九万九千円を追加いたしまして、合わせて前年度繰り越し金を百四万五千円計上させていただきます。たわけでございます。

直診の歳入は金額百二十万三千円繰り越し金をもって充當いたらない。このように考えております。以上でございます。

議長(吉田勇治郎君)議案第六十八号、朗読を省略してただちに説明を求めます。

商工観光課長(山田俊康君)休養施設特別会計歳入

歳出にそのほか四万六千円を追加して予算総額二千  
八百四十六万九千円にしたいというところでお願いいたし  
てございます。工事請負費、ふとん倉庫改造、二十七万  
三千円の更正と今回の追加額四万六千円、大きなものは、  
臨時用人の賃金で十五万と備品購入十五万三千  
円でございます。なお、節費報償費、従業員奉仕  
精励金といひますのは臨時職員に特殊勤務手当と  
して支給してあります。一カ月二万円というものが、  
十二月から三月まで四カ月分一十六万円でございます。  
備品購入費の十五万がスレンヂ購入費、現在使っており  
ますものが非常にいたんで修理も思うようにいかないとい  
うことで今回どうしても買いかえたいというところでお願ひす  
る次第です。

歳入ですけれども貸席使用料四万六千円も願ひいたし

まゝして現在まで代貸席使用料として入りまゝに額がすくで  
に十万に達しまゝにたゞで今回四万六千円の補正をお願い  
いた次第です。

歳入歳出それぞれ四万六千円をお願いいたしまして、総額で  
二千八百四十六万九千円ということでございます。

・議長(吉田勇治郎君)議案第六十九号を説明を求めます。  
・商工観光課長(山田俊康君)議案第六十九号、ユースホテル特  
別会計について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ七十二万六千円を追加いたしまして、予算  
総額四百四十九万二千円にお願いいたしたいということでありま  
す。歳出から御説明申し上げます。ユースホテル特別会計  
では県の委託によつてユースホテルを経営しているわけで  
あります。県の条例が大月定例会におきまして  
改正さし、まゝして七月二十日から料金が値上げになりま

従前一泊ニ食付で四百五十円でありましたものが、五百五十円に値上げになりました。その値上げの収入分とそれからもう一つ六百円位今後三月までに増加見込みである今まで十一月末で収入しております事業収入が約三百万もうすでに入っております。そうして今後収入になりますものが、約百四十万ほどありますので、その差額、七十一万六千円を今回の補正でお願いいたわけでございます。

内訳は、賃金、旅費、需用費、備品購入費というものが、お願いいたいたします。

需用費の中で大きなものは、やはり宿泊者が当初見込みより六百円ほどふえるというところで、まかなない材料が大きなものでございます。

備品購入費でガスレンジ等というところになっておりますが、これは鳩山荘ほど大きなガスレンジでなく、それとトースター

二個・ホット五個ほど購入したい。それらの経費でございます。収入の方は宿泊料で三十九万、食事料で三十三万六千円を見込みまして、その見込み方は六百人の増員と七月二十日以降来年度の三月までの四千八百人分に百円を加えた額、宿泊料で五十円値上げになりまして、食事料で五十円値上げになりまして、それぞれ分けて計算した額で計上しております。なお、経費の方で五万八千円をお願いしまして、差額が三十一万八千円は、予備費に補正してお願いいたします。

歳入合計四百四十九万二千円といたいたいというもうでございます。以上でございます。

議長(吉田勇治郎君)本日、会議はこゝにて延会といたします。次会は明十九日を議案審査のため休会と、明後十日二月二十日午前十時開会といたします。

その議事は本日に引き続き各議案の審議並びに通告  
質問及び請願書の審議といたします。

午後三時四十分 延会

本日の会議に付した事件

一 開会

一 議長報告(出席説明者)

一 会議録署名委員の決定

一 会期の決定

一 市長議案提案説明

一 議案第六十五号

一 認定第一号乃至第七号、議案第六十二号乃至六十四号、

及び議案第六十六号乃至六十九号。

出席議員

吉田 勇治郎

石井 輝久

嶋田 石蔵

伊賀 多朗

藤田 益治

磯 辺 博

白熊 盛太郎

黒川 正

三幣 勇

西村 真次

菊井 敏博

小柴 孝

山田 教字

徳山 ヨ不子

石井 正

五十嵐 昇

江田 徳太郎

安西 益男

島野 茂樹郎

中村 省吾

関 武夫

小澤 恵太郎

飯田 義男

田中 祿郎

田村 源治郎

秋山 六三郎

安次徳順

鈴木市蔵

望月照正

山口 兼

